

生活困窮者への支援を行う「くらしサポート相談」にご相談ください。

働きたくても働けない、住む所がない、など、まずはお困り事をお聞かせください。

くらしサポート相談と一緒に考え、解決へのお手伝いをします。ご家族などまわりの方からの相談でも受付いたします。

くらしサポート相談では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずはくらしサポート相談にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。



就労訓練事業

直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別的就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）もあります。

就労準備支援事業

様々な理由で就労経験が少ない、離職してから久しい、働いた経験が無い方などを対象に、支援プログラムを通して、できる体験を増やし、就労への自信を高めることを目指しています。

一時生活支援事業

一定の居宅を持たない方（生活保護法の受給者を除く。）に対して、原則3箇月以内の期間、宿泊場所、食事、衣類、最低限必要な日用品の提供を行います。また、退所後に安定した生活が営めるよう、求職活動や居宅探しをサポートします。

家計改善支援事業

家計改善支援員とともにあなたの家計の状況を把握して、家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲や家計管理の力を高め、早期に家計を再生し、生活困窮状態となることを予防します。

住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。なお、住居確保給付金の支給については、一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。



※各事業のほか、関係機関等と連携し、適切な支援機関にもつながります。

<相談から支援までの流れ（相談無料・秘密厳守）>

1 2 3 4 5 6

まずは地域の
相談窓口へ。

生活の状況を
見つめる。

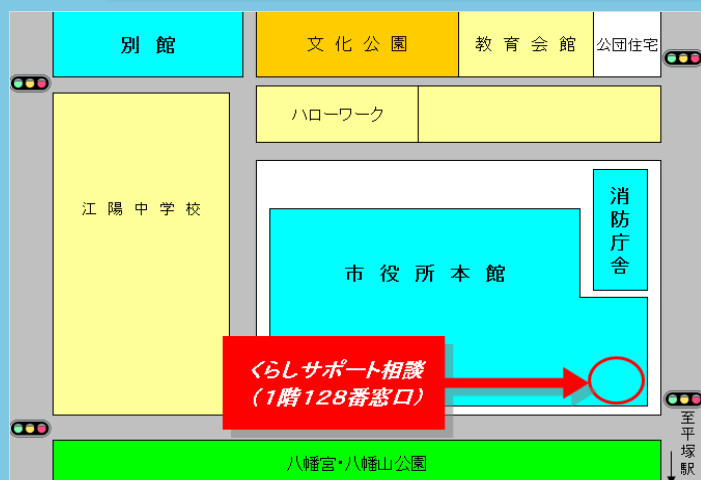
あなただけの
支援プランを。

支援決定・
サービス提供。

定期的な
モニタリング。

真に安定した
生活へ。

相談窓口の御案内



お問い合わせ先（窓口）

平塚市 くらしサポート相談

所在地 〒254-8686

平塚市浅間町9-1

平塚市役所 本館1階

TEL 0463-21-8813（直通）

FAX 0463-21-9742

月～金 8:30～17:00